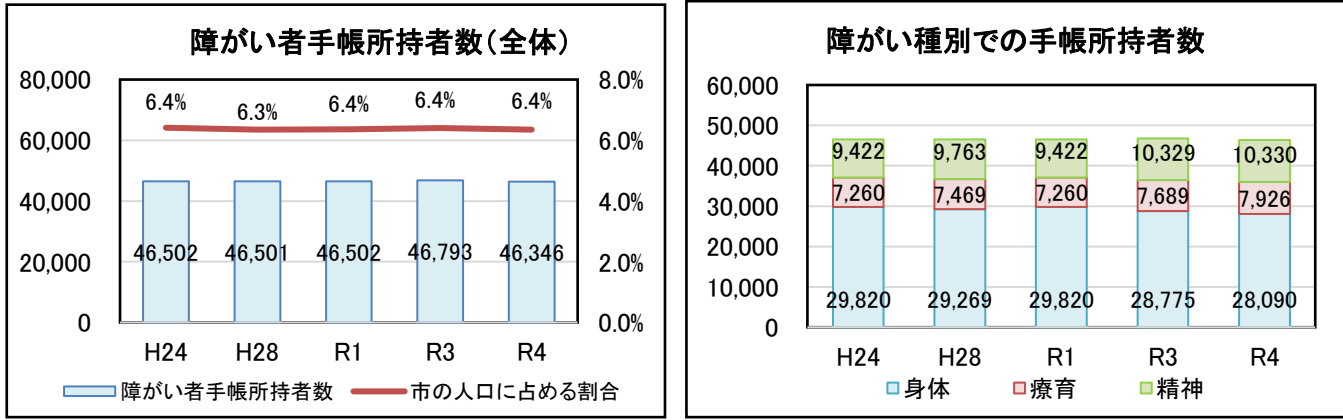


【障がい福祉課】

1 障がい者を取り巻く状況

- 本市における人口がやや減少している中で、障がい者手帳所持者数はほぼ横ばいであり、市民の6.4%（約16人に1人）が手帳を所持している状況である。
- 身体の手帳所持者数は減少傾向、療育と精神の手帳所持者数はやや増加傾向にある。



2 現在のプランの振り返り

基本目標1 障がいへの理解啓発と権利擁護

	基準値 (H29)	実績値 (R2)	目標値 (R5)
障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験	35.5%	47.6%	25.0%

	基準値 (H29)	実績値 (R4)	目標値 (R5)
障がい者サポーターの登録者数（累計）	2,421人	7,291人	4,200人

- 多くの方が障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験をしており、地域に対する更なる障がいの理解啓発を進めていくため、障がい者サポーター研修の実施が必要。

基本目標2 質の高い地域生活の実現

	基準値 (H29)	実績値 (R4)	目標値 (R5)
障がい者相談支援センターの延利用者数	22,925人	25,329人	24,500人

- 障がい者相談支援センターは、障がいのある方やその家族などから日常生活や福祉に関する様々な相談を受け支援につなげていることから、継続してセンターの周知が必要。

基本目標3 安心して暮らせる社会体制の整備

	基準値 (H30)	実績値 (R2)	目標値 (R5)
熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思う割合	35.0%	37.0%	50.0%

- 障がいのある方が安心して暮らせるまちを目指していくため、誰もが移動しやすく暮らしやすいバリアフリー環境を目指すことが必要。

3 基本理念

「自立と共生、そして活躍できるまちへ」

プランの改定にあたっては、事業の継続性及び一貫性の観点から、これまでの基本理念を継続して掲げ、障がいの有無に関わらず、地域社会の構成員として安心して暮らし、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。また、一人ひとりが自らの意思決定に基づき、個人の能力や適性に応じていきいきと生活し、活躍できる環境づくりを進めていく。

4 計画の位置づけ及び期間

熊本市障がい者生活プランは、障害者基本法第11条に規定された市町村障害者福祉計画であり、本市の障がい福祉施策に関する基本的な事項を定めた計画。

期間は令和6年度から令和11年度までの6年間。

5 基本目標及び施策の体系

目標1 障がいへの理解啓発と権利擁護

障がいについて正しく理解を深める取組や、障がいのある人の権利を擁護する取組を進める。

施策1 障がいのある人に対する理解促進・啓発

- (1) 障がいに対する理解の促進
- (2) 障がい者サポーター制度の推進
- (3) 障がい福祉施策の周知、啓発活動の推進

施策2 差別の解消及び権利擁護の推進

- (1) 障がいのある人への差別解消の推進
- (2) 障がいのある人への虐待の防止
- (3) 成年後見制度の利用促進
- (4) 行政等における配慮の充実

目標2 質の高い地域生活の実現

障がいのある人に対して、必要なサービスを適切に提供する仕組みと利用しやすい相談体制の充実を図るとともに、地域全体で支える体制づくりに取り組む。

施策1 利用者本位の地域生活支援

- (1) 施設等からの地域生活への移行支援
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 障がい特性に応じた支援
- (4) 障害福祉サービス等の充実
- (5) 福祉に携わる人材の確保・育成

施策2 障がい児支援の充実

- (1) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実
- (2) 療育・相談支援体制の充実
- (3) 学校教育の充実
- (4) 発達障がい児への支援
- (5) 医療的ケア体制の充実

施策3 保健と医療サービスの適切な提供

- (1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見
- (2) 適切な保健・医療サービスの充実
- (3) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (4) 精神保健・医療施策の推進

熊本市障がい者生活プランの策定について

目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

障がいのある人が就労できる場を確保し、長く働くことができるようにしていくとともに、手話に関する認識の向上に取り組む。

施策1 障がいのある人の就労に向けた支援

- (1) 雇用の場の拡充
- (2) 一般就労に向けた支援・定着支援体制の強化
- (3) 福祉的就労の促進
- (4) 働く機会の創出

施策2 文化・スポーツ活動の促進

- (1) 文化芸術を通じた社会参加の促進
- (2) スポーツを通じた社会参加の促進

施策3 外出や移動の支援

- (1) 学習の機会や余暇活動の推進
- (2) 移動しやすい環境の整備

施策4 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

- (1) 障がいに配慮した市政情報の提供
- (2) 意思疎通支援の充実

目標4 安心・安全な生活環境の整備

障がいのある人が安心して暮らすことができるように、防災対策の推進を図り、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりに取り組む。

施策1 安心・安全のまちづくりの実現

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯等の対策の推進
- (3) 感染症への対策

施策2 生活環境の向上

- (1) 住まいの環境の整備
- (2) バリアフリー化の推進

【参考】策定の進め方

- ① 障害者施策推進協議会での審議
学識者、関係団体、障がい当事者、市民公募委員等によりプラン案を審議
- ② 障がい当事者や団体からの意見聴取
 - ・ 障がい者自立新協議会（部会も含む）等での意見聴取
 - ・ 障がい者団体からの意見聴取
 - ・ 当事者アンケート
- ③ 市民からの意見聴取
パブリックコメント